

2013年8月20日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス  
プロネクサス総合研究所

## IASBの改訂公開草案「リース」に関する意見

2013年6月14日(金)に公表されました標記公開草案について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. 質問1（リースの識別）へのコメント

第8項および第9項の問題点として、以下のような契約についてはリースの識別が適切に行われない可能性があるのではないか。

『クラウド・サービスを提供している会社を貸手とする、複数のサーバ及びクライアントで構成されたコンピュータ・システム（ERPシステム）のリース。リース期間は10年で解約不能。サーバおよびクライアントの操作（利用）は借手が行う。貸手はシステム・メンテナンスの義務を負っており、その義務の中には、サーバ及びクライアントの機器（耐用年数はリース期間よりも短い）やOSを最適な（最新の）状態に保つことも含まれる。サーバ機器・OSの交換は貸手の判断で行われ、借手の同意を必要としない。』

リースされたサーバ及びクライアント機器の操作が借手によって行われ、システムから得られる情報が借手によってのみ利用されるのであれば、このシステムの使用を支配する権利は借手にあると考えられる。しかしながら、貸手が借手の同意なしに機器の入替え（交換）を行うこともできる。したがって、第8項及び第9項に基づけば、この契約についてはリースが含まれていないと判定される可能性がある。ところが、クラウド側で占有サーバとなっている場合を仮定すると、リースと識別される可能性が高くなる。

このように、借手側の利便性は変わらないのに、貸手側の僅かな条件の違いで、リースになるのか否かが分かれてしまうのは問題ではないのか。

## 2. 質問2（借手の会計処理）へのコメント①

リースの内容における多様性を認める点には同意するが、「重大でないとはいえない部分（more than an insignificant portion）」を判別する方法は不明確ではないか。この方法では、significant であるか否かを判断するための基準を設けたうえで、more than が成立するか否かを判断することになるが、それぞれの段階で国家間および企業間に差異が生じる可能性があり、投資家に提供される財務情報が比較可能なものにならない危険性があると思われる。

## 3. 質問2（借手の会計処理）へのコメント②

タイプBのリースに関する費用の計上について、リース債務に係る割引の巻戻しとリース資産の償却とを、一体のものとみなして処理することには賛成できない。タイプAと同様の処理とすべきではないか。

また、建物の償却は実質的に逓増法で行われることになる。提案の「結論の根拠」ではこの点を肯定的に捉えているが（BC56）、建物について逓増法による償却を行うことが従来から適切な会計処理とされてきたわけではない。もし、BC56の「建物の用役潜在能力は、耐用年数の終了近くの方が耐用年数の初期の各年度よりも急速に減少すると見込まれるからである」という記述に従うのであれば、リース以外で保有する建物一般についても、逓増法償却をすることが忠実な測定になるのではないのか。

## 4. 質問1～質問3へのコメント

会計処理モデルの使い分けについて、タイプAとタイプBの分類に「消費の原則」という識別基準以外に、「不動産リースであるか否か」という外形的判断も用いている。この「原資産が不動産であるか否か」によるタイプの識別は簡便法の適用という位置づけのようであるが、むしろそれによって分類方法が複雑化したように思われる。したがって、不動産リースに関する外形的判断は全て取り除き、「消費の原則」という基準のみで分類することにしてはどうか。

## 5. 質問4（リースの分類）へのコメント

「タイプ A」「タイプ B」という表現は、それぞれのリースの実態を表すものに変更することが望ましい。企業の財務諸表で「タイプ A」「タイプ B」という語句が用いられても、それだけではどのようなリースであるかが全くわからない。両者の区分が行われることが適切であることを財務諸表で明瞭に示すためにも、説明的な名称が用いられることが望ましいと考える。

以上